



インターネットでの情報提供	
提供予定日	7月27日

平成23年 7月26日(火) 県政記者クラブ配付資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
環境生活政策課	政策企画担当	山田 恭	058-272-8202

## 岐阜県弁護士会との「災害時における法律相談業務に関する協定」の締結式を行います

岐阜県と岐阜県弁護士会では、大規模災害時における被災者支援として、県民及び県内避難者を対象とした法律相談会を円滑に開催するために、「災害時における法律相談業務に関する協定」を締結することとなりました。

そこで、下記のとおり、協定締結式を行いますのでお知らせします。

### 記

○日 時：7月29日(金) 14:10～14:30

○場 所：特別会議室(県庁4階)

○内 容：・協定の概要についての説明  
・協定書への署名、写真撮影、挨拶  
(出席者)

・ふるた古田 おきむ修 岐阜県弁護士会長

・ふるた古田 はじめ肇 岐阜県知事

### ■協定内容等について

\*災害時における被災者支援として、法律相談会を円滑に進めることを目的に協定を締結。岐阜県弁護士会が、県が開催する法律相談会に弁護士を派遣する。

\*法律相談内容は、土地・建物所有関係、金融取引関係など、被災により生じる法的なトラブル、心配事等を想定。

・被災者の相談料は無料。また、県からは、県弁護士会への報酬等は支払わない。

・本協定の効力は、平成23年7月29日(金)(協定締結日)より発生。

### <参 考>

\*災害時における法律相談に関して、都道府県と弁護士会との協定締結は東海3県では初。

\*宮城県、東京都、神奈川県、静岡県は、士業団体(弁護士会、司法書士会、税理士会等が加盟)と、災害時の法律相談会開催に関する協定を締結済み。